西村あさひ法律事務所

欧州企業結合届出基準を満たさない企業結合に対する市場支配的地位の濫用規定の適用の可否（Towercast 事件（Case C-449/21）欧州司法裁判所判決）

独禁/通商・経済安全保障ニューズレター　2023 年 3 月 27 日号

執筆者：
E-mail✉ 根立 隆史

1. はじめに

2023 年 3 月 16 日、欧州司法裁判所(以下「ECJ」という。)は、欧州及び欧州連合加盟国(以下「加盟国」という。)の企業結合届出基準を満たさず、加盟国からの付託要請 [1]もない企業結合について、加盟国の競争当局による市場支配的地位の濫用規定(EU 機能条約第 102 条 [2]。日本の私的独占の禁止規定に相当するもの。)の適用があり得る旨の先行判決 [3](以下「本判決」という。)を下した [4]。

要すれば、ある企業結合(株式取得等)が欧州及び加盟国のいずれの届出基準を満たさないものであっても当該企業結合という行為自体が(その要件を満たせば)市場支配的地位の濫用として欧州競争法上問題となり得るということである。

実際にも本判決が下されてから 1 週間も経過しないうちにベルギー競争当局がベルギーの企業結合届出基準を満たさない企業結合(Proximus による edpnet の買収)について職権で市場支配的地位の濫用の有無について調査を開始している [5]。

今後、日本企業同士の企業結合であっても、欧州競争法届出の要否の観点から行われる当該企業結合が欧州及び加盟国の届出基準を満たすか否かの検討に加えて、当該企業結合が届出基準を満たさない場合には、市場支配的地位の濫用の観点から競争上の懸念を生じさせないかについても併せて検討が必要となるものと考えられる。

本判決は今後の企業結合実務に少なからぬ影響を及ぼす可能性を秘めていることから本稿では本判決の背景事情を含めて紹介することとしたい。

---

1 理事会規則 139/2004 号(34702 1..1 (europa.eu))(以下「企業結合規則」という。)には、一定の手続の下、加盟国が、欧州委員会に対して同規則第 1 条の企業結合届出基準を満たさない企業結合を審査するよう要請できる旨の規定(第 22 条)があり、加盟国間の取引に影響を与え、かつ審査要請国内の競争に重大な影響を与えるおそれがある企業結合が付託要請の対象となる。なお、企業結合を実施する場合において、当事会社に欧州売上がない等により欧州及び加盟国の企業結合届出基準を満たさなくとも、加盟国から欧州委員会に付託要請があれば、欧州委員会が管轄権を行使できることについては、2022 年 9 月 21 日付けニューズレター「欧州委員会による Illumina/Grail 企業結合禁止決定」(欧州委員会による Illumina/Grail 企業結合禁止決定(2022 年 9 月 21 日号) | N&A ニューズレター | ナレッジ | 西村あさひ法律事務所 (nishimura.com))を参照されたい。

2 EU 機能条約第 102 条：域内市場又はその相当部分において支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それによって加盟国間の取引が悪影響を受けるおそれがある場合には禁止される。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。
- a 直接又は間接に、不公正な購入価格若しくは販売価格又はその他不公正な取引条件を課すこと
- b 需要者の利益に反する生産、販売又は技術開発の制限
- c 取引の相手方に対し、同等の取引について異なる条件を付し、当該相手方を競争上不利な立場に置くこと
- d 契約の性質上又は商慣習上、契約の対象とは関連のない追加的な義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること

3 加盟国の裁判所に係属する事件について EU 法等の解釈に関する問題点が生じた場合、加盟国の裁判所は裁判の前提として当該問題点についての判断が必要と認めるときは、EU 機能条約第 267 条に基づき ECJ に対し当該問題点について意見(先行判決)を求めることができる。

4 CURIA - Documents (europa.eu)

5 20230322_Press_release_10_BCA_0.pdf (belgiancompetition.be)

© Nishimura & Asahi 2023

2. 事案の概要

本件は、2016 年 10 月、TDF Infrastructure Holding S.A.S.(以下「TDF」という。)がフランスの地上デジタルテレビ放送市場における競争事業者である Itas SAS(以下「Itas」という。)の全株式を取得したところ、同じく競争事業者である Towercast S.A.S.U.(以下「Towercast」という。)が TDF による Itas の株式取得 [6](以下「本株式取得」という。)が市場支配的地位の濫用を構成するとしてフランスの競争当局(フランス競争委員会)に申告したことに端を発する。

本株式取得は、欧州企業結合届出基準(企業結合規則第1条)[7]及びフランス企業結合届出基準(フランス商法典 L.430-2 条)[8]のいずれも満たさず、加盟国から企業結合規則第 22 条に基づく欧州委員会への付託要請もなされなかった。

Towercast は、フランス競争委員会に対して、TDF による Itas の支配権の取得は、地上デジタルテレビ放送の上流及び下流卸売市場における TDF の市場支配的地位を著しく強化することにより同市場における競争を阻害するため市場支配的地位の濫用にあたる旨主張した。ところが、フランス競争委員会は、企業結合には企業結合規則が排他的に適用されることから、市場支配的地位の濫用が成立するためには企業結合とは区別された別個の濫用行為が必要であるところ、そのような市場支配的地位の濫用行為が示されていないから市場支配的地位の濫用は成立しない旨の決定を行った。

Towercast は当該決定についてパリ控訴院(Cour d'appel de Paris)に不服申し立てを行ったところ、パリ控訴院は ECJ に EU 法の解釈に関する問題点について先行判決を求め、今般、ECJ が本判決を下すに至った。

3. 時系列

2016 年 10 月 13 日	TDF は Itas の全株式取得(本株式取得)。
2017 年 11 月 15 日	本株式取得は市場支配的地位の濫用にあたるとして Towercast はフランス競争委員会へ申告。
2018 年 6 月 25 日	フランス競争委員会は、地上デジタルテレビ放送の下流卸売市場における市場支配的地位の濫用を理由として、TDF グループ(TDF infrastructure、TDF infrastructure Holding、Tivana France Holdings、Tivana Midco、Tivana Topco)に対して異議告知書を発出。
2020 年 1 月 16 日	フランス競争委員会は本株式取得について市場支配的地位の濫用は成立しない旨の決定。
2020 年 3 月 9 日	Towercast はフランス競争委員会の決定についてパリ控訴院に不服申し立て。
2021 年 7 月 1 日	パリ控訴院は EU 法の解釈に関する問題点を ECJ に付託。
2022 年 10 月 13 日	付託された問題点についての法務官意見 [9]
2023 年 3 月 16 日	ECJ が本判決。

4. ECJ に付託された問題点

パリ控訴院は、「企業結合規則第 21 条第 1 項 [10]は、共同体規模(Community dimension)を有さず、加盟国の国内法で規定さ

---

6 地上デジタルテレビ放送事業は 2005 年の自由化までは TDF による独占事業であり、TDF による Itas の株式取得当時(2016 年)においても、同事業に従事する事業者は TDF、Itas 及び Towercast の 3 事業者のみであった。

7 ①全ての企業結合当事者の世界売上高合計が 50 億ユーロ超、かつ少なくとも 2 の企業結合当事者の EU 域内売上高が 2.5 億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてその EU 域内売上高の 2/3 超の売上高を有する場合は除く。)又は②全ての企業結合当事者の世界売上高合計が 25 億ユーロ超、少なくとも 3 の加盟国において、全ての企業結合当事者の売上高合計が 1 億ユーロ超、少なくとも当該 3 つの加盟国において、少なくとも 2 の企業結合当事者の売上高が 2,500 万ユーロ、かつ少なくとも 2 の企業結合当事者の EU 域内売上高が 1 億ユーロ超である場合(但し、各企業結合当事者が一つかつ同一の加盟国においてその EU 域内売上高の 2/3 超の売上高を有する場合は除く。)。

8 ①全ての企業結合当事者の世界売上高合計が 1.5 億ユーロ超、②少なくとも 2 の企業結合当事者のフランス国内売上高が 5,000 万ユーロ超であること、かつ③当該企業結合が欧州企業結合規制の適用対象となるものでないこと。

9 CURIA - Documents (europa.eu)

10 企業結合には企業結合規則のみが適用され、EU 機能条約第 101 条(競争制限的協定規制)及び EU 機能条約第 102 条(市場支配的地位の濫用規制)の施行に係る規則は、共同体規模(Community dimension)を有さず、かつ独立事業者の競争行為を調整する目的又は効果を有するジョイント・ベンチャーに適用する場合を除いて、適用がない旨規定した条項である。

© Nishimura & Asahi 2023

れた義務的事前審査の基準を下回り、かつ同規則第 22 条に基づき欧州委員会への付託がなされていない企業結合について、国内市場における競争構造に照らして EU 機能条約第 102 条によって禁止される市場支配的地位の濫用にあたると国内競争当局が認定することを排除するものと解釈されるべきか否か」[11](欧州及び加盟国の企業結合届出基準を満たさず、欧州委員会への付託がなされていない企業結合について、加盟国競争当局が市場支配的地位の濫用規定を適用できるか否か)という問題点について ECJ の意見を求めた。

5. 本判決の概要

ECJ は、EU 法の規定の解釈においては、文言のみならず、文脈、法の意図・目的、立法過程が考慮される必要があるとの先例を引用したうえで、これらの観点から ECJ に付託された問題点の検討を行った結果、欧州及び加盟国の企業結合届出基準を満たさず、欧州委員会への付託がなされていない企業結合について、加盟国競争当局が市場支配的地位の濫用規定を適用できる旨判示するに至っている。

なお、ECJ は法的には法務官意見に拘束されないが、本判決は実質的には法務官意見と同様のものとなっている。

(1) 文言について

企業結合規則第 21 条第 1 項の文言からは、企業結合には同規則のみが適用されるのであって、EU 機能条約第 101 条(競争制限的協定規制)及び EU 機能条約第 102 条(市場支配的地位の濫用規制)の施行に係る規則 [12]は原則として適用されないことは明らかであるから、企業結合規則第 21 条第 1 項は、競争に関係する他の二次法(secondary EU legislation)との関係において企業結合の審査に係る適用範囲を定めることを意図したものといえる。

他方、当該規定の文言からは、一次法(primary law)、特に EU 機能条約第 102 条が、欧州及び加盟国の企業結合届出基準を満たさず、欧州委員会への付託もなされていないがゆえにいかなる事前審査も行われていない企業結合に引き続き適用されるのか否かについては明らかではない。

(2) 立法過程について

企業結合規則第 21 条第 1 項の立法過程によれば、当該条項は、旧規則で記載されていたものと同様の文言を記載したものであり、競争法を施行するその他の規則は、企業結合(市場支配的地位の濫用を構成する企業結合及び当事会社に欧州域内市場における有効競争を阻害する力を付与する企業結合)に対しては適用されない旨の立法者意思を表すものである。

(3) 目的及び構成(スキーム)について

ア 企業結合に対する市場支配的地位の濫用規定の適用

企業結合規則は、特に企業結合という形態での企業再編が競争に対する持続的な弊害を生じないことを確保することを意図したものであり、EU 法は、域内市場又はその相当部分における有効競争を著しく阻害する企業結合を規制する規定を含むものでなければならない。立法者は、企業結合規則が、競争構造に影響を与える全ての企業結合の有効的な規制を可能にする事前かつ集中的な企業結合の審査に適用される唯一の手続規定であることを明確化する意図を有しており、企業結合規則は、「ワンストップショップ」制度の下、市場への影響が一つの加盟国の国境を越えるような重大な構造変化を伴う企業結合に排他的に適用されることを意図された特別の手続である。

---

11 「Is Article 21(1) of Council Regulation (EC) No 139/2004 of 20 January 2004 on the control of concentrations between undertakings to be interpreted as precluding a national competition authority from regarding a concentration which has no Community dimension within the meaning of Article 1 of that regulation, is below the thresholds for mandatory ex ante assessment laid down in national law, and has not been referred to the European Commission under Article 22 of Regulation No 139/2004, as constituting an abuse of a dominant position prohibited by Article 102 TFEU, in the light of the structure of competition on a market which is national in scope?」

12 企業結合規則 1/2003 号(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32003R0001&from=EN)

© Nishimura & Asahi 2023

とはいえ、立法者は加盟国による EU 機能条約第 102 条の観点からの企業結合に対する規制を無意味にする意図は有していない。

企業結合規則の前文では、EU 機能条約第 101 条及び EU 機能条約第 102 条は、同条約が志向する歪みのない競争システムと整合しない全ての事業活動を規制するには不十分であると述べている。企業結合規則は、同条約に規定された競争関係条項を企業結合に適用する可能性を加盟国競争当局から奪うというものではなく、EU 機能条約第 101 条及び EU 機能条約第 102 条を施行するとともに欧州域内市場において競争が歪められないことを確保する規制システムを構築することを意図した立法全体の一部を構成するものである。

このように、企業結合規則は、企業再編から生じ得る競争の歪みに対抗する規制システムに生じるギャップ(EU 機能条約第 101 条及び EU 機能条約第 102 条のみでは規制として不十分であるということ。)を埋めるために導入されたのであるから、企業結合には法的明確性の観点から企業結合規則が優先的に適用されなければならないものの、それは加盟国競争当局が一定の条件の下で EU 機能条約第 102 条を企業結合に適用する可能性を排除するものではない。

こうした企業結合規則のスキームに鑑みれば、企業結合規則は共同体規模を有する(届出基準を満たす)企業結合に対する事前規制であるが、届出基準を満たさない企業結合に対する事後規制を排除するものではない。

確かに、企業結合規則では、企業結合届出基準の充足の有無(共同体規模を有するか否か)を区別することなく「企業結合」が定義されているが、同規則は共同体規模を有する企業結合にのみ(排他的に)適用があると解釈すべきである。

したがって、企業結合規則は企業結合に適用される唯一の規則であるという同規則第 21 条第 1 項の原則にもかかわらず、共同体規模を有さない企業結合に適用されるのは加盟国の手続法であるから、企業結合規則は、EU 機能条約第 102 条が直接的効果を有する(二次法による授権を要しない)という前提の下、共同体規模を有さない企業結合が加盟国競争当局及び裁判所の規制に服することを排除するものではない。

したがって、企業結合規則及び加盟国の国内法で規定された事前規制の基準を満たさない企業結合には EU 機能条約第 102 条が適用され得る。

イ　市場支配的地位の濫用規定の行為類型

EU 機能条約第 102 条に含まれる行為類型は網羅的なものではなく、EU 法によって禁止される市場支配的地位の濫用の方法を全て列挙したものではない。

ところで、買収者がある市場において市場支配的地位にあり、当該市場において他の事業者の支配権を取得した場合、当該取得行為により、当該市場における競争を著しく阻害したことを証明するのは競争当局である。買収者による市場支配的地位の「濫用」が成立するためには、買収により獲得された市場支配的地位の程度が競争を著しく阻害するほどのものであることの立証が求められるから、買収者による他の事業者の支配権の取得によりその地位が強化されたという認定のみでは「濫用」の認定としては不十分である。

(4)　付託された問題点についての見解

企業結合規則第 21 条第 1 項は、共同体規模を有さず、加盟国の国内法で規定された義務的事前審査の基準を下回り、かつ同規則第 22 条に基づき欧州委員会への付託がなされていない企業結合について、国内市場における競争構造に照らして EU 機能条約第 102 条によって禁止される市場支配的地位の濫用にあたると国内競争当局が認定することを排除しないものと解釈されなければならない(欧州及び加盟国の企業結合届出基準を満たさず、欧州委員会への付託がなされていない企業結合について、加盟国競争当局が市場支配的地位の濫用規定を適用できる。)。

6.　今後の企業結合実務への影響

本判決により欧州及び加盟国の届出基準を満たさない企業結合であっても事後に市場支配的地位の濫用に該当し得ることが明らかとなった。

今後、加盟国の競争当局が本判決を踏まえてどの程度積極的に企業結合を市場支配的地位の濫用として摘発することとなるのか未知数ではあるが(届出基準を満たさない企業結合が競争上の懸念を生じさせる場合はそもそも限定的であろう。)、欧州で事業活動を行う日本企業としては欧州において届出義務のない企業結合であっても競争当局から事後的に問題視される可能性があることも念頭に置き、必要に応じて、市場支配的地位の濫用の観点から競争上の懸念は生じない旨の反論を準備しておく等

© Nishimura & Asahi 2023

の対応が必要となるように思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所　広報室　E-mail

© Nishimura & Asahi 2023